三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　　中の谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　　次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県長浜市余呉町坂口
　字大箕山　小班い　一号から十三号まで
　　小班か　一号から十四号まで及び十四号から二十九号まで及び二十九号から四十六号まで
　　小班わ　二十号から四十号まで及び一三三六番　三十号から四十七号まで及び四十七号から五十号まで
　字今比目　六七〇番一　五十一号から五十三号まで

○国土交通省告示第六百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　　西袋川及び椎手之木川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路の内にその接している区間

福井県福井市西袋町
　三五字千岩　一番
　　八番
　　一四番
　　一六番から一一番まで
　　二三番から四二番まで
　三六字割池　一番一及び一番二
　　二番から一一番まで
　　一三番一から一三番三まで
　　一四番から一六番まで
　　二五番
　　二二番から二三番まで
　　二四番一及び二四番二
　　二五番から二八番まで
　三七字シデノキ　一番及び二番
　　三番一及び三番二

　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県福井市西袋町
　二二六字高岩　四番　一号
　二二七字京之岩　六番　二号及び三号
　三七字シデノキ　一四番　四号及び五号
　　一五三番一　六号から九号まで
　三四字稲葉　三二番　十号から十二号まで
　　二九番　十三号から十五号まで
　二二五字釣鐘山下　一一番　十六号

○環境省告示第三十七号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき、平成三年八月環境庁告示第四十六号（土壌の汚染に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十六日

環境大臣　小沢　鋭仁

別表カドミウムの項中「１㎎未満」を「0.4㎎以下」に改める。

○中部地方整備局告示第八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十六日

中部地方整備局長　富田　英治

第１　起業者の名称　三重県

第２　事業の種類　一般国道260号改築工事（南島バイパス・三重県度会郡南伊勢町慥柄浦字荒谷地内から同町贄浦字豆方地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　三重県度会郡南伊勢町慥柄浦字荒谷並びに贄浦字高浜、字坊之奥、字口ノ田頭、字中ノ田頭、字奥ノ田頭、字贄阪、字地蔵尾及び字豆方地内

２　使用の部分　三重県度会郡南伊勢町慥柄浦字荒谷並びに贄浦字高浜及び字坊之奥地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県度会郡南伊勢町道方字秋ノ田地内から同町東宮字豆方地内までの延長3,470ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道260号改築工事（南島バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、工程上、既に工事が概成（一部供用済）している工区及び既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号の一般国道に関する工事であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道260号は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第３項により、本件区間の存する三重県が新設又は改築を行うことができるとされている。

また、道路法第13条第１項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、三重県が管理を行うものである。

よって、三重県は本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道260号（以下「本路線」という。）は、三重県志摩市阿児町地内の一般国道167号との接続部を起点とし、同市大王町、志摩町及び浜島町並びに同県度会郡南伊勢町及び大紀町の市街地及び集落を経由し、同県北牟婁郡紀北町紀伊長島区地内の一般国道42号の接続部を終点とする実延長113.5㎞の生活、産業、経済上重要な幹線道路である。

本路線のうち、三重県度会郡南伊勢町道方字秋ノ田地内から同町東宮字豆方地内までの延長4,400ｍの現道区間（以下「当該現道区間」という。）は、既存集落内を通過する生活道路であるほか、地域の生活、産業、経済を支える幹線道路としての機能を有するが、約2.6ｍ～3.4ｍの車道幅員狭小区間があることに加え、山地が海岸線に迫る起伏の激しい急峻な地形を通過することから、縦断勾配が10％になる箇所があり、曲線半径30ｍ未満の屈曲部が16箇所も存在するなど交通の難所となっているため、自動車の円滑な交通に支障をきたしているとともに、南島東小学校及び南島中学校の児童・生徒の通学ルートにもなっているが、５割以上の区間において歩道及び自転車道が設置されていないため、歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。

特に、水産物を積載した大型車が、当該現道区間を通過する時間帯において、縦断勾配が急で曲線半径が小さい箇所にさしかかり、非常に低速度で走行する際には、しばしば渋滞が発生することから、円滑な交通に支障をきたしている。

また、当該現道区間のうち急峻な地形に住家が連たんしている三重県度会郡南伊勢町慥柄浦の既存集落地内における延長440ｍの区間（以下「一方通行区間」という。）は、幅員が約3.0ｍ（最小道路幅員2.6ｍ）と狭小で、自動車の交互通行ができないため、一般車両に限らず、救急車等の緊急車両についても例外なく、区間の両端に設置した信号機により、終日、一方通行にせざるを得なくなっており、歩道もないため、通学者を含む歩行者及び自転車は、自動車通行時には路肩で待機するなど常に危険な状況となっている。

更に、当該現道区間の一部は、急峻で崩落しやすい地形であることから、大雨の時に通行止めになる異常気象時通行規制区間に指定されているため、本路線が持つ機能が著しく損なわれている。

以上のとおり、本路線は緊急輸送路に指定されているにもかかわらず、幹線道路としての機能を十分発揮できない状況となっている。

このような状況に対処するため、本件事業が計画されたもので、本件事業の完成により、狭小な車道幅員、曲線半径、縦断勾配及び視距等の道路線形上の悪条件を解消したルートが確保できるとともに、大雨時の異常気象時通行規制区間を回避できることに加え、自転車歩行者道を設置することにより、自動車と歩行者等の分離による、安全かつ円滑な交通の確保が図られる。